令和５年３月29日

第３４回総会議事録

長岡市農業委員会

第３４回総会議事録

１　日　時　　令和５年３月29日（水曜日）　午後２時00分

２　場　所　　アオーレ長岡東棟４階　大会議室

３　議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第　１　議事録署名委員の選任について

日程第　２　令和４年度長岡市農業委員会の事業報告

日程第　３　議案第70号　令和５年度長岡市農業委員会の事業計画について

議案第71号　令和５年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について

議案第72号　長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則の制定について

議案第73号　農地法第３条の許可申請について

議案第74号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議案第75号　農地法第４条の許可申請について

議案第76号　農地法第５条の許可申請について

議案第77号　農用地利用集積計画の決定について

議案第78号　長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

日程第　４　報告第13号　農地法の届出通知等について

報告第14号　非農地判断について

４　出席委員　（23名）別紙のとおり

５　欠席委員　（１名）別紙のとおり

６　職務のため出席した事務局職員

事務局長　樺沢　仁、事務局次長　小川　一博、農地係長　広沢　敏功、振興農政係長　中村　久夫、主査　木村　秋津、主査　岡村　太地、主事　本望　郁枝、主事　原　成実

開　会（午後１時58分）

樺沢事務局長　これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第４条の規定によりまして、稲波会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　　　　（あいさつ）
これより第34回総会を開催いたします。
欠席届は、15番の中村正行委員が提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第６条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第　１　　議事録署名委員の選任について
議長　　　　日程第１、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号12番、本田栄一委員、16番、土田米藏委員を指名いたします。

日程第　２　　令和４年度長岡市農業委員会の事業報告について
議長　　　　日程第２、令和４年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局の報告を求めます。
小川次長　　それでは、事業報告をさせていただきます。
議案書の２ページをご覧ください。令和４年３月から令和５年２月までの事業報告となります。初めに、２ページから４ページまでは総会の開催状況となります。４ページの２月28日、第33回の農業委員会総会まで計12回の総会を開催し、議案審議をいただきました。
続いて、４ページ中段の２、運営委員会については、３月、５月、９月、10月、11月、２月に開催しております。
続いて、４ページの下段から５ページ中段まで、３、違反転用是正プロジェクトチームの活動状況については計８回の会議の開催のほか、現地調査、総会での農業委員や推進委員への報告を行いました。
５ページ下段、４、全員協議会については、９月、11月、２月に開催しております。
続いて、６ページ、５、意見書の提出については、10月25日に市長と市議会議長に提出いたしました。
６、会議・研修会等の状況については、７ページにかけて記載してございますので、ご確認をください。
７ページ下段、７、先進地視察研修については、本年度もコロナ禍により中止とさせていただきました。
８ページ以降は事務の実施状況となります。８ページには、農地法に基づく申請の処理や相続の届出、また国有農地の管理状況と基盤法に基

づく利用権設定を掲載しております。
　９ページでは、基盤法に基づく所有権移転、中間管理事業による中間管理権の設定、中間管理事業による配分計画について掲載しております。
　10ページでは、農業者年金等について掲載をさせていただいております。
　事業報告は以上となります。

議長　　報告事項でございます。

日程第　３　　議案第70号　　令和５年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長　　日程第３、これより審議に入ります。
　議案第70号　令和５年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題といたします。
　諸橋会長職務代理者から説明を願います。

諸橋会長職務代理者　令和５年度の事業計画についてご説明いたします。
　議案書の12ページから13ページをご覧ください。初めに、事業方針です。現在、非常に農業をめぐる情勢、新型コロナウイルス感染症の拡大による米消費の低迷や国際紛争に伴う資材燃料の高騰、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、農地等の利用の最適化に向けた取組が急務となっております。
　こうした中、当委員会では農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種の事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって目に見える活動を強化してまいります。また、農業関係団体と連携を図り、目標地図の作成、農地の集積や集約化などへの取組を積極的に支援し、農業者の立場に立った相談・指導活動の充実を図ります。
　具体的な項目について、要点を申し上げます。
　１、総会の開催については、例年通り毎月１回開催していきます。
　２、の検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催については、委員の資質向上のための先進地視察研修等の各種研修を実施するほか、農業・農政等の諸課題を協議するための検討会、地域協議会を開催してまいります。
　また、３、地域相談活動・農地利用集積活動については、関係団体との連携を密にし、地域計画策定のための目標地図の作成に取り組むとと

もに、地域や農家が抱える個々の課題に対し積極的に相談に応じ、その解決に努めてまいります。

続いて、13ページ、４、農地パトロール・農地利用状況調査及び現地調査等の実施並びに検討についてですが、遊休農地や違反転用防止については、農地対策委員を中心に各地域協議会単位で農業委員及び農地利用最適化推進委員が協力して、農地パトロールや農地利用状況調査に取り組み、地域の実態把握、優良農地の確保に努めます。

また、違反転用に対しては、農地対策委員等を中心に現地調査や是正方針の決定等を行い、適正に業務を推進してまいります。

なお、市のホームページ、パンフレット等を活用しながら、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思いますので、委員の皆様も日頃の農地パトロールや、農地法の申請に係る現地調査について確実に行っていただくようにお願いします。

次に、５、地域が抱える課題の把握と行政機関等への意見提出についてです。各委員が日頃の活動を通して感じた地域ごとの課題や意見を積極的に聞き取り、意見書として取りまとめ、関係行政機関等へ提出してまいります。

６、農地の賃借料情報の提供についてです。賃借料情報を引き続き提供するとともに、米価の大幅変動や営農環境に大きな変化があった場合には、必要に応じて参考賃借料について検討してまいりたいと考えております。

このほか、農業委員会の活動は地域によっても様々であり、多岐にわたりますが、農業会議をはじめ、関係機関との協調、連携を密にし、目に見える活動に一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（質疑応答）

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第70号　令和５年度長岡市農業委員会の事業計画について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第71号　令和５年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について

議長　議案第71号　令和５年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長　それでは、ご説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページをお開きください。この最適化活動の目標設定等につきましては、国から通知された農業委員会による最適化活動の推進等について及び農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和５年度の目標を設定するものです。

初めに、15ページの大項目、Ⅰ、農業委員会の状況では、１として農業委員会の現在の体制、２として農家・農地等の概要について明記してあります。

なお、農家・農地等の概要については、国が公表している農林業センサス、農業構造動態調査、耕地及び作付面積統計及び長岡市農水産政策課による経営体数の集計に基づいて記入した数字で、耕地面積は令和４年度の１万8,200ヘクタールから100ヘクタールの減で１万8,100ヘクタールとなっております。

次に、16ページから17ページでは、大項目のⅡ、最適化活動の目標について明記してあります。まず１、最適化活動の成果目標では、（１）、農地の集積として①で現状及び課題を、②で目標を明記してあります。この目標数値については、この後の議案第78号で改定を予定している農地等の利用の最適化の推進に関する指針に記載されている集積目標を達成するために必要な数値を記載しており、課題については昨年度と変更ありません。

次に、（２）、遊休農地の解消として、①で現状及び課題を、②で目標を明記してあります。現状の面積については、令和４年度に実施した

利用状況調査の実績面積が記載されており、課題については昨年度と変更ありません。

17ページに移って（３）、新規参入の促進として①で現状及び課題を、②で目標を明記してあります。②、目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、令和元年度から令和３年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき、権利移動した数値の３か年平均の１割以上の数値を入れることとなっているため、140ヘクタールを目標数値として入れてあります。これは昨年度、令和４年度の目標150ヘクタールと比較して10ヘクタールの減となっており、課題については昨年度と変更ありません。

続いて、２、最適化活動の活動目標では、（１）、推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、昨年度と同様の１人当たり、月10日が記載されています。月10日の目標を達成した翌年度からは、10日より多い日数の目標を設定することとなっておりますが、令和４年度に月10日を達成する見込みがないため変更しないものです。

次の（２）、活動強化月間の設定目標については、年３か月以上の最適化活動強化月間を設定することとされています。令和５年度は、12月から２月の３か月を設定させていただきました。この３か月を設定目標月とさせていただいた理由としては、農繁期が終了した12月から２月は各地域で各種会合が開かれ、出し手、受け手や町内会、農家組合の役員等と顔を合わせる機会が増えることが見込まれ、また冬場は積雪のため、最適化活動や農地パトロールを行うことが難しいことが予想されるため、各種会合に積極的に参加いただき、情報収集活動をしていただきたいと考え、設定させていただきました。

最後に、（３）、新規参入相談会への参加目標の目標設定に当たっては、例年農業会議等が年４回開催している新規就農チャレンジフェアに数名の委員から参加いただくよう記載してあり、昨年度と変更ありません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（質疑応答）

議長　　　　　ほかに質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第71号　令和５年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第72号　長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則の制定について

議長　　　　　議案第72号　長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則の制定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川次長　　　それでは、長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則の制定についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、農業委員会においても同法の規定が適用されることとなるため、同法の施行に関し、長岡市個人情報保護法施行規則を準用する長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則を制定するものです。

また、法の施行により、現在運用されている長岡市個人情報保護条例及び長岡市個人情報保護条例施行規則が廃止となるため、同規則を準用していた長岡市農業委員会における長岡市個人情報保護条例施行規則については廃止することとなります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第72号　長岡市農業委員会における個人情報保護法施行規則の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第73号　　農地法第３条の許可申請について

議長　　　　　議案第73号　農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。
　　　　　　　事務局の説明を求めます。

広沢係長　　　ご説明申し上げます。
　　　　　　　議案書の21、22ページをご覧ください。
　　　　　　　今月の３条許可申請は10件でございます。
　　　　　　　１から６番は売買による所有権移転、７から10番は贈与による所有権移転であります。
　　　　　　　担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　　　それでは、審議に入ります。
　　　　　　　ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
　　　　　　　　（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　質問、意見がありませんですので、採決に入ります。
　　　　　　　議案第73号　農地法第３条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
　　　　　　　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしとの声が聞こえます。
　　　　　　　異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第74号　　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長　　　　　議案第74号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
　　　　　　　事務局の説明を求めます。

広沢係長　　　ご説明申し上げます。
　　　　　　　議案書の24ページをご覧ください。
　　　　　　　今月の事業計画変更承認申請は、越路地域１件でございます。
　　　　　　　１番、来迎寺の田について、工事用仮設ヤード敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和５年12月31日まで期間を延長するものであります。なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第５条許可申請の４番とも関連しております。
　　　　　　　以上の件につきましては、周辺の農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、

当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　　　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　質問・意見がありませんので、採決に入ります。

議案第74号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定します。

議案第75号　　農地法第４条の許可申請について

議長　　　　　議案第75号　農地法第４条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長　　　ご説明申し上げます。

議案書の26ページをご覧ください。

今月の４条許可申請は、越路地域１件、寺泊地域１件の２件でございます。

なお、申請のありました４条、５条許可申請につきましては、本庁、支所において３月17日までに現地確認を実施しております。

１番、飯塚の田について、住宅建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね300メートル以内に越後岩塚駅があることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第５条許可申請の５番とも関係しております。

２番、寺泊上荒町の畑について、車庫及び庭敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、住宅、事業所などが連たんしている区域内にあることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　　　それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長　　　　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第75号　農地法第４条の許可申請について許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長　　　　　異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第76号　　農地法第５条の許可申請について
議長　　　　　議案第76号　農地法第５条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長　　　ご説明申し上げます。
議案書の28、29ページをご覧ください。
今月の５条許可申請は、長岡地域２件、越路地域２件、寺泊地域２件の６件でございます。
１番、寺泊敦ケ曽根の田について、駐車場及び資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和５年４月20日から令和５年５月15日までの計画です。申請地は、寺泊敦ケ曽根地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。
２番、大荒戸町の畑について、庭及び駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和５年５月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。
３番、東片貝町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和５年

９月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため､例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

４番、来迎寺の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の１番とも関連している案件です。工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和５年４月１日から令和５年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

５番、飯塚の畑について、先ほど説明しました農地法第４条許可申請の１番とも関連している案件です。分家住宅建築敷地として利用するために、使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和５年４月10日から令和５年８月31日までの計画です｡申請地のおおむね300メートル以内に越後岩塚駅があることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

６番、寺泊鰐口の畑について、農家住宅及び農業用車庫建築敷地として利用するために、使用貸借権の設定をするものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　　それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第76号　農地法第５条の許可申請について許可することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第77号　農用地利用集積計画の決定について

議長　議案第77号　農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長　初めに、議案書の訂正をお伝えします。

議案書の発送後に利用権の設定・移転において、出し手の死亡による申請の取下げ、中間管理権設定（公社借入）において、出し手の死亡による申請の取下げがありました。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の１ページ目に修正しました内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際にはこちらをご覧ください。

それでは、改めまして説明します。別冊、農用地利用集積計画、１枚めくったところの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で266件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が247件、使用貸借権設定が14件、賃借権移転が５件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは737件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が697件、使用貸借権設定が40件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分について、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは484件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は賃借権設定が455件、使用貸借権設定が29件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計1,487件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第

18条第３項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の２の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長　　　　　これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第77号　農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　　　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第78号　　長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議長　　　　　議案第78号　長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長　　　議案書34ページから37ページまでですが、訂正がありましたので、長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。

訂正箇所は、表紙裏面の中段、（３）の遊休農地の発生防止・解消の評価方法が議案で印字されておりませんでしたので、こちらを印字されたものをお配りしております。

それでは、説明申し上げます。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第７条第１項において定めるよううたわれており、当市農業委員会では平成29年８月総会において作成し、令和２年８月総会で改定しているものです。

本指針は、改選の時期と併せて３年ごとに検証、見直しを行いますが、令和５年４月１日に農地法、基盤法、農業委員会法の法改正があるため、令和４年度末までに法改正の内容を反映するよう、新潟県農業会議から指示が出ています。このため、今回の見直しでは主に法改正による文言の修正と現状に合わせた数値の見直しをするものです。

内容、数値については、改正案を事前に送付させていただき、ご意見がある場合は２月28日までに提出くださるようお願いしていたものですが、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積目標に使用している管内の農地面積が事前に送付した１万8,200ヘクタールから１万8,100ヘクタールに変更されています。これは事前に案を送付した後に、農林水産省の統計資料である耕地及び作付面積統計が更新されたことによるものです。

なお、この管内面積については、毎年の非農地処理により３年後、10年後の面積が減少するのではないかとご意見をいただきましたが、農林水産省の統計面積は農地台帳面積の減少により直接減少するものではなく、統計面積よりも大きい農地台帳面積が毎年の面積減少によって統計面積に近づいている状態であるため、管内面積は減少させずに記入しているものです。そのほかの項目については、事前に送付した改正案と同じ内容となっており、詳細についての説明は割愛させていただきながら、概要を説明させていただきます。

１ページ目の第１では、基本的な考え方として農地等の利用の最適化の推進について、農業委員と推進委員との連携の必要性や検証、見直しの実施について明記してあります。今回の見直しにおいては、主に法改正による地域計画、目標地図に関する記載を追記しています。

次に、第２では、具体的な目標と推進方法、評価方法を明記しています。このうち評価方法については、法改正に伴い追記したものです。各目標数値については、地域計画及び目標地図の目標年数に合わせて、これまでの３年後、または５年後の目標から10年後に変更して目標を定めています。

目標数値のうち、２ページ目の２の（１）、担い手への農地利用の集積目標の集積率については、現在の新潟県の基本方針及び長岡市基本構想に合わせて90％としていますが、令和５年度中の長岡市基本構想の見直しに伴い、集積目標が変更された場合には、当指針の集積目標についても変更が必要になるものです。

続いて、目標達成への具体的な推進方法については、１の遊休農地の発生防止解消、２の担い手への農地利用の集積・集約化、３の新規参入の促進についてそれぞれ記載しています。見直し内容としては、法改正に伴う文言の整理、評価方法の追記をしています。

以上、簡単ではありますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第78号　長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第　４　　報告第13号　　農地法の届出通知等について

議長　　日程第４、報告第13号　農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長　　農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

４条の届出について２件を39ページに、５条の届出について６件を40、41ページに、農地法の適用を受けない事実確認２件を42ページに、18条合意解約について３件を43ページに、利用権解約について26件を44から48ページにそれぞれ記載してあります。

なお、49ページの中間管理権の解約２件ですが、来月の報告とさせていただきますので、今月はなしと修正してください。

以上であります。

議長　　報告事項でございます。

報告第14号　　非農地判断について

議長　　報告第14号　非農地判断についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長　　非農地判断についてご報告申し上げます。

議案書の51ページから83ページをご覧ください。

非農地判断した土地につきましては、利用状況調査でＢ分類農地と判断された農地のうち、固定資産税の課税地目が山林、原野となっている筆が多い一団の土地を抽出し、非農地通知をしたものです。今後、長岡市資産税課から法務局に地目変更の登記依頼をし、法務局にて順次地目変更登記を進めていきます。

来年度以降もＢ分類農地について非農地判断を進めてまいります。

以上であります。

議長　報告事項でございます。

以上で議事は全て終了いたしました。

これをもちまして第34回総会を閉会いたします。

閉　会（午後３時00分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、ここに署名します。

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙　出席状況　（総　会　議　席　表）

（令和５年３月29日現在）

議　席	出　欠	氏　　　　名	議　席	出　欠	氏　　　　名
1	出	多　田　好　一	13	出	青　柳　　　進
2	出	吉　川　　　勇	14	出	青　柳　久　雄
3	出	岩　本　一　男	15	欠	中　村　正　行
4	出	諸　橋　昇　一	16	出	土　田　米　藏
5	出	堀　　　徳太郎	17	出	稲　波　忠　昭
6	出	若　井　泰　志	18	出	佐　藤　辰　也
7	出	粉　川　一　夫	19	出	高　橋　信　昭
8	出	菅　沼　正　美	20	出	成　澤　善　博
9	出	坂　詰　　　隆	21	出	櫻　井　正　広
10	出	千　野　俊　輔	22	出	池　田　朝　二
11	出	安　達　隆　幸	23	出	田　中　　　豊
12	出	本　田　栄　一	24	出	鳥　羽　若　一

出席委員	人	２３　人	議事録署名委員
欠席委員	人	１　人	本　田　栄　一　　委員
	計	２４　人	土　田　米　藏　　委員